

事 務 連 絡
令和元年10月11日

関係都道府県防災・危機管理等部局 御中
(避難行動要支援者名簿担当扱い)

内閣府政策統括官(防災担当) 付
参事官(被災者行政担当)
(公印省略)

避難行動要支援者名簿の適切な活用に向けた準備について(留意事項)

すでに御承知のとおり、気象庁の発表によりますと、大型で非常に強い台風第19号が、明日12日の夕方から夜にかけて、非常に強い勢力を保ったまま東海地方又は関東地方に上陸し、その後、東日本から東北地方を北東へ進む見込みであり、12日から翌13日にかけて、東日本を中心に、西日本から東北地方の広い範囲で猛烈な風が吹き、記録的な暴風となるところもあるとのことです。さらに、台風本体の非常に発達した雨雲がかかるため、広い範囲で記録的な大雨となる見込みであり、状況によっては、大雨特別警報を発表する可能性があるとしてされています。

御案内のとおり、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき市町村長には、高齢者や障害者等の要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)に関する事項を記載し、又は記録しておく避難行動要支援者名簿(以下「名簿」という。)の作成が義務付けられています。

については、防災・危機管理等部局と福祉、保健、医療、障害、介護等部局とが緊密な連携の下、市町村が主体となり、地域住民はもとより、消防機関、都道府県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、福祉事業者等と協力の上、避難行動要支援者名簿を十分に活用し、避難行動要支援者に対する適切な避難支援、安否確認等を行うべく、貴都道府県内の市町村(特別区を含む。)に対し、助言いただくようお願いします。

なお、法第49条の11第3項の規定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、名簿掲載者の同意を得ることを要せず、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供できますので、併せて御留意ください。

この事務連絡は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

(参考)

○避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月)

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/h25/hinansien.html>

【問合せ】

政策統括官(防災担当) 付参事官(被災者行政担当) 付
山下、石尾、近藤 TEL: 03-3501-5191(直)